５．手続等
⑴　担当部局
〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111（内線48655）ＦＡＸ03―5253―1656
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
平成30年３月13日から平成30年４月２日まで
場所：⑴に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成30年４月３日17：00
場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。
６．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　契約予定日　平成30年４月17日
⑷　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由
第15条ｂ「排他的権利の保護」
⑸　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑴により参加意思確認書を提出することができるが、その者が競争参加資格確認申請書の提出者として選定された場合であっても、競争参加資格確認申請書を提出するためには、競争参加資格確認申請書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　その他詳細については、公募説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of contract: Adjustment in the Radar Data Processing system (RDP),
⑵　Time-limit to express interests: 17:00 4 April 2018
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Shinpei Ono, Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100－8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 48655)
⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: Kuniharu Ebina, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑸　Expected date of the contract award: 4 April 2018
⑹　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement: b "Protection of Exclusive Rights"

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第９０５号
東京都練馬区関町北１丁目26―７―２Ｆ
債務者　冨田　千鶴
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　靖夫
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９０６号
東京都練馬区関町北１丁目26―７―２Ｆ
債務者　冨田　桜
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　靖夫
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９５７号
東京都府中市是政１丁目44―59
債務者　上野　庄助
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大澤加奈子
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６９号
東京都三鷹市下連雀３丁目１―20―203
債務者　遠藤　祥子
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松谷　美和
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９７４号
東京都板橋区大谷口上町54―５　１Ｆ
債務者　明神　良彦
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　修二
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３８号
東京都板橋区加賀２丁目18―１　アーバンフラッツ加賀Ａ棟203
債務者　山中　秀夫
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣畑　牧人
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４８号
埼玉県草加市氷川町2121―３―304
債務者　本田　真志
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　晶
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４９号
千葉県野田市春日町７―11　フレグランス春日Ｂ―101
債務者　坂本　恵（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　晶
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６１号
東京都品川区大崎３丁目11―13　ＬＡＳＡＮＯ．７　202
債務者　前田　幹生
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　由貴
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００６号
東京都北区岩淵町35―14―302
債務者　前嶌　剛
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　直輝
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
東京地方裁判所民事第20部